

事業名	農業災害対策資金	財務コード (事業)	050406
-----	----------	---------------	--------

細事業名	農業災害対策資金利子補給補助金(24年度)
------	-----------------------

担当部課室	農政 部 農業技術 課 農業教育・資金担当 担当 (内線)	5362
-------	-------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S61 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)		
事業の目的	誰(何)を対象に 気象災害の被災農業者	その対象をどのような状態にして 経営の維持・回復のため低利で資金調達ができる。	結果、何に結びつけるのか 被災農家の経営の安定
	事業の内容 ※主に23年度 天災により被害を受けた農業者に対し、JA山梨県信連を通して各JAが農業災害対策資金を融通する際に、県が利子補給をすることで融資の円滑化と農業経営の安定化を図る。 ・資金源:山梨県信用農業協同組合 ・融資機関:農業協同組合 ・借受資格者:被災農業者 ・貸付限度額:2,000千円 ・基準金利:2.8% ・県利子補給率:1.0% ・貸付金利:1.8% ・償還(据置)期間:4年(1年)		
根拠法令等	山梨県農業災害対策資金利子補助要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 貸付金額	0千円	100,000千円	0千円	100,000千円	100,000千円	活動指標 目標設定の考え方 農業災害対策資金の貸付枠 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		0.0 %			
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
			%			
決算額、予算額 (千円) うち一財額	0		0	1,044	1,044	成果指標によらない成果 災害の発生に伴う新規貸付に備え融資枠に対する利子補給金を確保することにより、災害発生時の支援が可能となっている。
所要時間(直接分)	10 時間		10 時間	10 時間	10 時間	
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	10 時間		10 時間	10 時間	10 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,030円×所要時間)	20		20	20	20	

III これまでの事業の見直し・改善状況

--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 近年大きな災害が発生しておらず、新規貸付の実績は無い。利子補給についてもJA山梨県信連による農業災害対策資金の原資が、各JAに貸付けられた際に発生することから利子補給実績もない。本資金は、災害時に備えるための資金であるため、低調な活動量となっていることが望ましい。
d	d	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること 新規貸付に備え融資枠に対する利子補給金を確保することにより、災害発生時の緊急支援が可能な状態にあるため、農業経営支援策として意図した成果を挙げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	<p>現行制度は、JA山梨県信連から各JAに原資を貸付け、各JAから被災農業者へ資金融通する転貸方式となっている。各JAは、合併により資金的な体質が強化され、JA山梨県信連から原資貸付を融通する必要がなくなったことから、JAグループで各JAの原資で被災農業者へ資金融通する資金が検討されている。</p> <p>県の利子補給補助についても、被災農家への支援体制を維持するため、現在JAグループで検討されている資金を対象としていきたい。併せて、県が利子補給補助の対象災害について、融資前にJAからの利子補給補助対象災害の認定申請に基づき認定を行うなど、利子補給に係る手続の明確化を図るよう制度改正を行いたい。</p>	m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	JA山梨県信連から各JAに原資貸付を行い、被災農業者へ資金融通する現行制度を、JAの原資による貸付方法とし、これに県が利子補給を行うという制度変更を協議したが、審査制度の導入、関係機関の役割分担等の調整が不十分であったため、引き続き協議を行い、制度変更の方向性を示していく。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。